

第51回 地方分権改革有識者会議
第146回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和4年11月11日（金）14：00～15：38

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、木野隆之議員、小早川光郎議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員

（小早川光郎構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕和田義明内閣府副大臣、自見はなこ内閣府大臣政務官、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （2）今後の計画行政の方向性について
-

1 冒頭、自見内閣府大臣政務官から以下の趣旨の挨拶があった。

（自見政務官） 神野座長をはじめ、各議員、構成員の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、提案の実現に向けて御尽力いただき感謝申し上げます。

特に構成員の皆様におかれては、各府省庁からのヒアリング等、熱心な検討をいただき感謝申し上げます。

前任の厚生労働大臣政務官では、コロナ初動9か月間、都道府県や市区町村とともに感染症法の枠組みの中で連携して作業させていただいた。今回のテーマに個人としても非常に大きな関心を寄せている。

本年の重点募集テーマである計画策定等について、医療計画とがん対策推進計画等の一体化など、地方から寄せられた支障解消の対応ができた。国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資することを期待している。

この計画策定等に関して、先般11月7日の全国都道府県知事会議において岸田総理から御発言があり、計画策定以外の手法に見直すなどの計画策定そのものや計画策定のための事務負担の改革を進めること、計画策定を含む法案の情報をいち早く地方に届けることを推進する仕組みを、年末に策定する対応方針に位置づける方針が示された。これを踏まえて本年の対応方針を策定したい。

また、もう一つの重点募集テーマであるデジタルについても、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務拡大により地方公共団体における必要な情報確認が容易とな

る見込みである。デジタルの活用を通じて、住民の負担軽減及び地方公共団体の業務の効率化、簡素化につながると考える。

本日の皆様方の議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において本年の対応方針を決定したい。

活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋部会長から説明が行われた。

(高橋部会長) 前回の9月2日有識者会議後、10月に行った関係府省からの2次ヒアリングでは、5日間にわたって重点事項36事項についてヒアリングを行った。8月の1次ヒアリングよりさらに深掘りをした議論を行い、本日の対応方針取りまとめに向けて提案に対する各省の対応について明確にするよう努めた。

これらのヒアリングに向けた論点整理等を含め、合計45時間に及ぶ検討を行い、多くの重要な課題について、真剣かつ有意義な議論を行うことができた。その結果、本年の提案募集の取組においても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができ、地方の現場の支障について解決が図れる見込みである。

政府におかれては、調整中の案件も含め、年内の閣議決定に向け最終的な詰めをよろしくお願い申し上げます。

また、自見政務官の御発言のとおり、計画の在り方全般について、全国都道府県知事会議において、岸田総理から国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方、及び地方六団体への早期の情報提供について、対応方針において決定していく旨、御発言があった。

既存の計画を含めて計画体系の整理がされる仕組みを検討する、計画の総量について規制をする、制度の企画立案に当たって計画以外の適切な行政手法を採用する、適切な事務負担の下での計画的な計画行政を推進する、このような作業に資する検討の視点や基準を検討する取組が必要と考え、申し上げてきた。

今回、対応方針に国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方について盛り込むことで、このような問題意識の検討を進める第一歩が踏み出されつつある。

今後、方向性について議論し早期に結論を出せるように取り組んでいただきたい。

3 次に、議題について、細田内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われた。

(細田参事官) 資料2は、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針の案の概要や提案等に関する主な対応を記載したものである。

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】」では、本年度の基

本的考え方や対応状況について記載している。

「令和4年の地方からの提案等に関する主な対応（案）」では、主な対応として13項目を記載し、1項目ごとにポンチ絵で紹介させていただいた。

資料3は、令和3年及び令和4年にわたって重点募集テーマとした計画策定等の対応結果をまとめたものである。

資料4は、これまで提案募集検討専門部会で御議論いただいた重点事項68項目に係る対応結果についてまとめたものである。

資料5は、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」の本体である。

資料6は、過去の対応方針に係るフォローアップの状況を整理して記載したものである。

資料7は、計画策定等に係る今後の進め方について記載したものである。資料5の対応方針案にも記載しているが、今年6月に取りまとめられたいわゆる骨太の方針2022の基本原則に沿った対応となるよう、これまでの提案募集等の結果を踏まえて、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行っていきたい。ナビゲーション・ガイドは、今後、計画策定等に関するワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において御検討いただき、本有識者会議にお諮りすることを考えている。

（加藤室長） 資料7について補足する。

計画策定等に関して、2年間重点募集テーマに位置付け、個別に地方公共団体から提案を出していただき、議論及び検討をした。資料3のとおり、支障解消の観点では実質的な成果を積み上げてきた。

これらの過程で、計画策定等に関わる行政の進め方に関して、一定の知見が蓄積されたと認識している。

また、個別の計画のみならず、計画全体について整理、改革に向けた議論の必要性が浮かび上がり、この延長線上に先日の総理発言があったと受け止めている。この点も踏まえて、初めの一步ということで、対応方針に取っかかりとしての記述を盛り込みたい。

対応方針の位置付けを踏まえて、ワーキンググループにおける議論及び検討を経て、できる限り早い機会に本会議における議題に供し成案を得た上で、ナビゲーション・ガイドについて、政府全体の方針として決定にこぎ着けたい。

その後、ナビゲーション・ガイド、それぞれの所管行政、分野における各種計画に当てはめて、その整理、見直しを進めていければと考えている。

地方公共団体のみならず、国の府省においてもこの計画策定等の手法によって、多大な事務負担に苦心されていると思う。ただ、計画策定という手法がごく自然な一般的なものとして受け止められ、それ以外の手法やそれにとどまらない手法で計画的な行政の推進ができるという検討が十分に行われていないのでは、という受け止めもある。

ナビゲーション・ガイドを示すことにより、計画策定等、従来の手法にこだわらない効率的・効果的な行政手法が各府省に認識され、広がっていけばと考えている。そして、地方公共団体側から見ても、たくさん木が生い茂ったような計画の分厚い森から、すっきりとした見通しのよい風景が広がるといった状況にこぎ着けられればと思っている。

これから、ワーキンググループの先生方をはじめ、議員の皆様方に御協力いただくことになるが、よろしくお願い申し上げます。

本日はその取っかかり始めということで、この進め方について御意見を頂戴したい。

4 次に、議題について意見交換が行われた。

(湯崎議員) 今回の提案募集について、皆様には大変御尽力いただき、特に高橋部会長をはじめ部会の先生方には丁寧な審査をしていただき感謝申し上げます。

地方提案に関する対応状況が3年連続9割を超える状況となり、かなり多くの割合で地方の思いを酌み取っていただき感謝申し上げます。地方側としても、引き続き多くの提案を出していくよう努力していきたい。

全国知事会の提言では、地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たって、速やかな情報提供、協議の機会の設置を求めてきた。加えて、先日の政府主催の全国知事会議においても、内閣提出法案のみならず、議員立法も含めて、計画等の策定を求める法令の規定や通知などについて、原則として新たに設けないことなどを改めて求めているところである。資料2の「一括法案の提出等」において、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談や地方側への早期の情報提供等の記載を盛り込んでいたが、その内容が実施され、地方側の意見を踏まえた法律案の修正等が可能となるよう改めてお願い申し上げます。

それから、提案募集制度あるいは国と地方の関係全般においてである。提案募集制度は、大変前向きな対応をいろいろといただいております、国と地方、有識者の先生方の綿密な検討の結果、様々な制度改正につながる大変有効な取組だと考えている。

しかしながら、立証責任とまでは言わないが、地方側に支障事例や制度改正の効果などの説明が課され、1つの改正事項を実現するだけでもかなり多くの時間と労力を要しており、これは先生方も大変な労力をいただいているところだと思う。提案募集制度の開始から多くの提案が提出され、10年近く経て未だ出続けていることも何を意味しているのかとも思うが、これを延々と続けることは、なかなか限界があるのではないか。

今般焦点になっている計画策定についても、そもそも国が何か施策を実行する上で、ある意味で言うと地方を指導する、地方の行動の箸の上げ下ろしとよく言われるが、それをやりたい、あるいは財政上そういうことを求められるといったところから大本の原因があるのではないか。

したがって、国が常に地方を事細かに指揮しなければいけないという考え方を抜本的

に変えていく必要があるのではないか。地方制度調査会での国と地方の役割分担に関する議論も踏まえて、地方分権をさらに充実させ、実質的なものにしていくための手法についても検討が必要と感じている。

(三木議員) 市長会の立場で発言させていただく。

まず、高橋部会長をはじめ、提案募集検討専門部会及び事務局の皆様には、短期的に長時間にわたり調査、対応方針を出していただき感謝申し上げます。

湯崎議員からお話があったように、約9割の成果ということは大変ありがたく、各省庁も地方分権の大切さについて大分理解が進んできたのではないかと感じた。

今回、計画策定について、ナビゲーション・ガイドの作成は本当に目からうろこの思いであり、こういった基本的な考え方を示していただくことがすごく大切である。この作成自体が、地方公共団体にも国の省庁にもプラスになるのではないかと。そして、私も市にとっても計画行政を進めていく上で極めて大事な視点であると思う。

一つ伺うが、このナビゲーション・ガイドの対象について、資料2では「計画策定を含む法律案等」となっているが、この法律案の「等」の中にはどのようなものが含まれるか。例えば、通知などで計画策定も求められる場合があるので、教示いただきたい。

また、もう一つはお願いであるが、今、計画のための計画というのが非常に困っている。財源や人の手当てをどうするかという観点もぜひナビゲーション・ガイドの中に入れていただきたい。

(加藤室長) 法律案のみならず、計画を求めているものは含む方向で考えたいと思っている。狭義ではなく広い意味を含めての「等」と御認識いただければと思う。

また、財源、人の手当てについては、過程の中で大いに議論し、どのような形で盛り込めるか考えていきたい。

(三木議員) 御回答のとおり広く捉えていただくと非常にありがたい。

最後に、一つ提案である。もしナビゲーション・ガイドが作成された場合に、通知等で計画について策定するよう地方公共団体へ来たときに、これがナビゲーション・ガイドに基づいているのか調査等できるような仕組みづくりもしていただくとありがたい。

(木野議員) 全国町村会から参加させていただいている。

まず、前回9月の合同会議以降、2次ヒアリングで関係省庁と再度御議論いただいた専門部会の先生方に感謝を申し上げます。

2次ヒアリングを経て、重点募集のテーマである計画策定、デジタルのみならず、重点事項とされた様々な支障の解消に資する成果がかなり得られたと理解している。重点事項に係る対応結果、資料等を見ると、その多くが前向きな回答となっており、今後の

進展が期待できると受け止めている。

ただ、資料を読む限りでは、結論が得られるのは令和5年度中で、そこからまた措置を講ずるといった事項も少々見受けられ、もう少しスピードアップすべきである。受け止め方の違いがあるのかもしれないが、これまでの過去における対応方針のフォローアップの中には結論を先送りにしていると思われるような部分も見受けられる。本来、計画策定に伴ういろいろな課題整理をする上でスピードアップを求められていたにもかかわらず、積み上がってしまうことは疑問であるので、その辺りに対応していただくとありがたい。我々地方の現場もいろいろな意味で課題を抱えているので、課題の積み残しが生じないようにスピードアップを図っていただくとありがたい。諸般の手續や各省での御検討により、かなりスピードアップについてもフォローされてきていると思うが、事務局である内閣府、各省庁の連携の中でももう少しスピードアップを図っていただければと思う。

それから、ナビゲーション・ガイドの話が既に知事会、市長会から出ているが、私どもも大変期待している。いわゆる課題の整理という意味で、このナビゲーション・ガイドの中で何が議論されるのか、これからも注目をしてみたい。そういったルールを作る中で、計画にこだわるあまり、計画行政の本来の姿がなくなってしまうと困る。本来の計画行政は何を切り口にしてやっているのかをもう少し実効ある形で考えていただきたい。

最後に、資料の中でも触れられていたが、地方六団体へ早期の情報提供をするという点について、いずれかのニーズがあってそのような表現となったと思うが、私どもも同感である。できるだけ早く情報提供いただき、いろいろなものに対して、再度の要請といったことも出てくるかと思うが、そのための時間をいただければ非常にありがたい。いずれにしてもスピードアップを迫られており、時間がないことも承知しているが、その中でも考えて結論が出せる時間をいただきたい。

皆様の御尽力に再度感謝を申し上げ、改めてのお願いとさせていただきます。

(磯部構成員) 各会合を踏まえて前向きな回答を多くいただいた。事務局の御尽力に感謝申し上げます。

ナビゲーション・ガイドはおそらく大きな意味を持つので、その準備に心して当たらなければならない気がしている。

今回、様々な計画策定にどういう負担があるのか、その支障についても実に様々あり、単に事務的な負担が多たであるだけでなく、似たような施策間の関係が不明瞭であったり、計画の期間の区切り方が多種多様である。小規模な市町村と都道府県で事情が違い、小規模では対応困難なものがあるので、いろいろな支障がある中、どう実際にナビゲートできるかは、とても大変な気がする。

計画にこだわり過ぎてはいけないという御意見もあったが、本来の計画の良さを損な

わず計画にこだわらないよりよい行政手法はどう多様にあるのか、様々なことを考えながら進めなくてはいけない。大変な作業だと感じている。

(伊藤構成員) まず、対応方針についてである。2次ヒアリングではまだ各府省と距離感がかなりあった点も、今回対応方針で一定の方向性が示されているものが幾つかあり、事務局が大変御尽力いただいたということだと思うので、改めてお礼を申し上げる。

もう一つ、今後の計画行政の在り方、進め方としてナビゲーション・ガイドの作成という方針が示された。これは既に議員の方々からも御発言があったとおり、非常に画期的なものだと認識している。

この計画策定について検討する中で、一つの壁として私が認識したのは、議員立法で計画が義務付けられているものがあることである。資料8の全国知事会の提言にも「内閣提出法案のみならず議員立法も含め」と言及していただいている。

今回、ナビゲーション・ガイドの作成ということで、中身についてはワーキンググループで検討していただけたと思うが、これを作成した暁には、やはり議員立法を担当する部局、衆参の法制局や事務局などにも、ぜひこのナビゲーション・ガイドの意義を伝える工夫が必要なのではないかと考える。

(谷口議員) 1次に引き続き2次ヒアリングを踏まえて、丁寧に御整理していただき感謝申し上げます。

既に他の先生方が触れていらっしゃるように、今回も多くの案件が提案されている。コロナ禍が落ち着きを見せる中、事務のリプロセッシングで効率化、効果的にできるものがあるのではないかと考えが浸透した結果かと思う。また、提案が円滑に提出されるよう導いている事務局の御尽力のおかげとも思う。提案も非常に多くあり、対応の割合も高く、この取組が大変順調に進んでいると拝察した。

先程、話に出た重点項目のように、時代の要請に合わせた項目が積極的にまとめられていると感じた。また、計画策定の在り方をできるだけ見直すという目的の下、地方の現場において、効率的で作りやすくするためのナビゲーション・ガイドを作成するという案は、非常に画期的で意義深いと思った。

質問であるが、これは自治体の計画策定をガイドするものか。他方で、国の各省庁においても計画策定の依頼を効率化する必要があり、これのガイドは誰が示すのか。自治体へのガイドと同時に、各省庁も類似した計画策定を調整・統合するといった工夫をするための指針をぜひ御考慮いただきたい。

それから、例えばナビゲーション・ガイドに留まらず、システム入力化していただくとお互い楽ではないか。計画もシステムに入力していく形になっているかと思うが、記述ではなく項目選択にするといったシステム化によって、各省庁でも結果をまとめて出力し、報告書を容易に作成できるといった効率化が可能になる。ぜひ国から地方に対し

てナビゲーション・ガイドを出すのみならず、国の省庁の工夫もガイドするといった方向性も併せて御検討いただければありがたい。

(加藤室長) 主にナビゲーション・ガイドとして想定しているのは、国側でどのような形で計画を地方に作ってもらうのか、あるいは計画以外の方法を案内するといった整理をすることである。基本的には国の省庁が各所管に係る計画やその計画に係る行政分野についての方法を改めていくためのガイドという認識である。

ただ、そのガイドを当てはめた結果として、地方に今まで硬直的にこの計画を作れといった形ではなくなり、様々な方法が示されることになるので、地方も実際のフロントでの行政が非常に展開しやすくなると考えており、そのように仕上げていきたい。

また、デジタル化について、課題として受け止めており、ナビゲーション・ガイドの議論の中で、どのような形で進めていくのか十分検討してまいりたい。

(市川議員) いつも丁寧に議論していただき専門部会と事務局に感謝申し上げます。

今回も中央省庁のいろいろな協力姿勢を感じている。また、各地方三団体の代表の皆様御意見ももっともである。

その中で、対応方針案は異存ない。今後の進め方におけるナビゲーション・ガイドは本当に素晴らしいアイデアである。加藤室長より御説明あったが、単に手続論の議論だけでなく、ぜひ国と地方の役割分担の本質的な議論にもつなげていただきたい。各市町村に自分達の働き方改革、業務改善にもつながるのだという意識で、ぜひこの議論を進めて、利用していただける仕組みがあればと思う。

それから、計画行政をいろいろ見直していく形になるが、地方公共団体においては、それとは別に、施策に対してのPDCAも含め、各現場の改善をしっかりとお願いしたい。

(大橋構成員) 今年の計画の見直しを見て気が付くことは、計画そのものの廃止は思いのほか少なく、計画は存置されているが、計画を作る時に地方公共団体が自分達である程度一体的に作ってもいい、あるもので代えてもいいとか、手続は自分達に任せてほしいとか、期間についても自分達で決めさせてほしいといった形で、ある程度地方公共団体の執行体制に取り込むような形で認めてもらうことができた。代替提案のようなことを地方公共団体ができるといったことが一つの道筋として出てきた気がする。

国はそのような形での整理は、これからさらにできると思うが、私が今一番関心を持っているのは、ナビゲーション・ガイドの名宛人が誰なのかである。もちろん省庁は当然で、伊藤構成員がおっしゃったように、法律の制定に当たる方にも向けてほしい。

また、計画の話は国と地方の役割分担の話なので、国だけの話ではなくて、地方にもどう及ぶのかがとても大事である。提案を見て気が付くのは、非常に国のことを細かく気にした提案が出てきている。これは批判ではなく、地方が今までの細かい指示に対し

ての指示応答型行政に慣れてしまっているのである。やはり基本的な考え方として、総合計画主体は地方公共団体であり、いろいろな利害調整は市民に近いところで行うべきである。国の働きかけはそこに関してのサブであるので、一度地方に委ねるという計画の哲学のようなものがあり、それに従ったシステムを作っていくということなので、地方公共団体は、国にいろいろ注文を出すと同時に、今までの細かな指示があることが本来の姿ではなく、自分達が主たる計画主体、総合的に扱う主体であることを認識し、ぜひこのナビゲーション・ガイドの名宛人を地方にも向け、地方でその役割をもう一度再認識いただく手段にすべきである。

これは役割分担の話であり、国だけ追い詰めてもなかなかうまくいかない気がする。両方に向かう形で根っこの哲学も含んだ技術論を踏まえたナビゲーション・ガイドを作っていたけるとありがたい。

勝手な注文をしたが、ぜひそのような形でワーキンググループの先生に頑張っていたきたい。

(小早川構成員) 皆様の御発言と重複するかもしれないが、若干申し上げる。

まず1点目は、1次、2次ヒアリングに参加させていただいて、さすがに抵抗がありそうだと思った案件はやはり抵抗があるなという感想を持っていたが、今日のまとめを拝見していると、事務局の御努力と思うが、その後に相当の進歩があるなと感じている。各府省の皆様も、実際かなりの共通理解を作っていたいただいているのかなと、少し楽観的かもしれないが、そのような印象を持っている。地方のためだけではなく、各府省にとっても、従来縦割りで特定の政策目的追求に追われている状態で、行政のやり方、手法全般について冷静に振り返る機会がないところ、提案募集という方式でもって考え直していただく機会になっているのだとすれば、大変結構なことだと感じた。

2点目は、既に皆様から大変関心を投げかけられているナビゲーション・ガイドについて、私も大変興味を持っている。ただ、まだイメージがなかなかつかめないというのが正直なところでもある。

このネーミングについて、かなり新しいという感じを持っている。これまでガイドライン、ガイドブック、マニュアル等々、いろいろな文書名があるが、そういったものとまた違うものかなと。行政法の教科書にも法令、通達、通知、その他いろいろ書いてあるが、その中でこれは一体何なのだろうか。もっと具体的に言えば、先程から御指摘があるように、一体誰に向けられたものなのか。その名宛人に対してどのように働くのか。これは、各府省であったり、また、立法者も含まれるか、それには議員立法も入るかとも思うが、それらに対してはどう働くのか。そういった立法原則のようなことも含めた意味でどの程度の拘束力があるのかなと。その辺りはこれからの議論かと思うが、注目して見守っていききたい。

実質的な方向性という点から申し上げますと、各府省さらには国会議員に対するナビゲ

ーションが大事なのだと思うが、地方に対する関係ではどうかという点はなかなか微妙かもしれない。下手をすると、このナビゲーション・ガイドに書かれていることは了解されたルールであって、それに乗っかっていけば文句は言えないとか、ここに書かれている考え方に地方もそれぞれ準拠しなければいけない等、ナビゲーション・ガイドそのものが地方に対する努力義務規定のようなものになってしまうことはないか。考え過ぎかもしれないが気になるところである。

計画を策定させることではなく、本来の計画行政の在り方を考えることが大事である。それを考える主体は地方自治体自身でなければならないので、国と地方の関係をこのナビゲーション・ガイドで規律すると同時に、本来あるべき計画行政についてそれはいかにあるべきかを自治体側でぜひ頑張って議論し、理論化し、実行していただきたい。政府の方針に期待するだけでなく、各自治体、特に全国知事会、市長会、町村会で地方自治行政における本来の計画行政の在り方をしっかり考える雰囲気を作っていただきたい。

また、ナビゲーション・ガイドのカバーする範囲は広い方がいい。法律だけではなく通知等も含めることは結構なことである。その際には、実効性をどのように担保するか、その仕組みが重要であり、また難しいと感じた。

対象範囲という場合に、法律は含むということだが、その関係で、今回の計画策定に関する検討の中でも最初から出ている問題があって、典型的なのはいわゆる努力義務規定の問題である。今回の実績でも、計画策定の規定の廃止まで行くものは少ないという話があったが、努力義務だから廃止する必要はない、縛りがそこまで強くないと考えればよいということで問題を解決していつているものが結構多いのではないか。それはそれでよいが、そもそも立法において努力義務規定とは一体何なのか、それがこれだけ多くあっていいのか、考え直す一つの縁にもしていただきたい。

期待が大きいので注文が多くある。言いたいことの全部ではないが、差し当たり以上で私の意見とする。

(高橋部会長) 今年度の成果について肯定的な評価をいただき、感謝申し上げます。また、事務局にはお礼を申し上げます。

まず、提案募集について、フォローアップをしっかりと行うべきという御意見を頂戴した。府省の政策サイクルに合わせて見直さなくてはいけないと言われると、それを外れて変えるのもなかなか難しく、若干先送りになったところがある。こういう案件については事務局にもよく御相談、御配慮いただき、部会でしっかりフォローアップできる体制を今後も堅持していただければありがたい。

それから、提案募集方式そのものの在り方についても御意見を頂戴した。10年近く作業を実施してきて、社会の変化は物すごく大きい。傍から見えてきた時代もあったが、分権に約40年関与してきて、10年ごとに社会の大きな変化があると感じた。その中で、こ

の10年、国と地方の役割分担も大分変わってきた。特にデジタル基盤については国の役割が大きいと法律も作ってきた。そういった意味で、役割分担も含め、再定義の作業が恒常的に求められる。大きなところは、市川議員が会長を務められている地方制度調査会でしっかりトップダウンで行っていただければありがたい。その一方、ボトムアップで現場から国と地方の役割分担の再定義を常に問い続けていく提案募集方式は、非常に重要と思ってやってきたので、そのような方向でぜひ続けていきたい。

次に、計画のナビゲーション・ガイドについてはワーキンググループにお願いすることになるが、私からも3点お願いがある。

1点目は、先程御指摘いただいた法律以外を「等」に含めることについては、通知等についても逃さないということで極めて重要である。その一方で、義務付け・枠付けの法定主義から言うと、通知で計画策定を義務付けることは邪道で、本来あってはならない。そのような脱法的なことはやめて欲しいという観点でナビゲーション・ガイドを作っていただければありがたい。

2点目は、今回も議員立法について省庁といろいろ話して議論した。まず法令の所管領域を持っている省庁として、施策を効率的に進めるには計画体系をしっかりと見直し良くする必要があることを議員の先生方に御説明いただくことが大事である。計画の必要性や負担と併せて、どのように立法すべきかをぜひ議員の先生方に考えていただくよう省庁からお願いすることが重要であり、議員の法制局にもその辺りしっかりと意思疎通をしていただくことも重要ではないか。

その上で、法令所管官庁としては、当該領域について責任を持っていることから、議員立法を受け止めて計画体系を美しく見通しよく構築していくことは、議員立法を前提として閣法できちんと対応できるのではないかと。閣法で計画体系を見通しのよい形で再構築する責任は法令所管官庁にあり、そういうことができる立場にあるのではないかと思う。

そういう意味で、政府が決めたことを法令所管官庁は守るべきであり、議員立法を前提として閣法で計画体系をしっかりと受け止めて再構築する責任があることを明確にさせていただき、各府省に御理解いただければありがたい。先生方から御指摘のとおり、究極的には、国の施策が進むためには体系的、かつ、合理的な政策体系になる必要があることを理解することが重要なので、ナビゲーション・ガイドにはそういうことを明確にさせていただければとありがたい。

3点目として、総量規制の話もあるが、どうしても努力義務が残る場合についてである。今回、重点事項21番で、努力義務とされていてもできない場合にはそれにふさわしい施策をすれば努力義務に従ったことになる、今回通知で明確にするとお約束いただいた。どういう形で努力義務の規定に踏まえて作業をすれば、努力規定に沿った行財政能力に合った形でできるのかを、各府省で明確にさせていただきたい。それが本来の努力規定の意味だと思う。

要するに、0か1かの択一ではなくて、中間の0.1、0.2、0.8、0.9までであると思う。やはりそういうものが評価されるということをしかり各省で明確にさせていただければ、努力規定の意義が明確に発揮できると思うので、そのような方向でぜひナビゲーション・ガイドの御検討をいただければありがたい。

(神野座長) 一当たり議員及び構成員の皆様方に御発言を頂戴した。多くの生産的な御議論を賜り、深く感謝を申し上げます。

今日の重要な議題である対応方針案については、部会長からも御発言があったが、私も肯定的な評価をいただいているとの印象を受けている。特に部会の構成員の方々や、とりわけ事務局の努力について称える御発言が相次いだと考えている。

今回の対応方針案について、文言の調整等がある場合は、私に御一任していただくことを前提にして、有識者会議として了承したということによろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) 政府におかれては、本日、様々な有意義な御議論を頂戴したので、それを参照しながら、政府の対応方針の決定に向けて各府省との最終的な調整をお願いする。

また、計画行政の進め方については、ナビゲーション・ガイドに多くの期待が寄せられ、逆に期待が多い故に様々な心すべき点等も御指摘いただいた。今後、ワーキンググループで、ナビゲーション・ガイドの作成に向けて具体的な検討を進めていただきたい。

5 最後に、和田内閣府副大臣から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(和田副大臣) 各議員、構成員の皆様、本日は御多忙のところ、御参加、御参集いただき、心から御礼を申し上げます。

皆様方におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、提案の実現に向けて多大なる御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

皆様方のおかげで、地方の現場で困っている支障を解決して欲しいという切実な提案について、数多くの実現、対応をすることができた。政府としては、本日御了承いただいた令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案について年内に閣議決定を行うべく、関係府省との最終的な調整を進めてまいりたい。

先生方におかれては、計画行政の進め方も含め、引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力を賜るよう、よろしく願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)